

第20回医療関連サービス基本問題検討会

議事次第

日時：平成18年9月28日（木）

15:00～

場所：はあといん乃木坂（312会議室）

1 開会

2 議題

- (1) 医療関連サービスの現況について
- (2) 患者等の寝具類の洗濯業務委託基準の見直しについて
- (3) 医療施設の清掃の業務委託基準の見直しについて
- (4) その他

3 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 医療関連サービスの現況
 - 資料2-1 ガス消毒の比較
 - 資料2-2 オゾンガスについて
 - 資料2-3 課長通知に規定する消毒方法
 - 資料2-4 患者等の寝具類の洗濯業務の現行基準
 - 資料2-5 寝具類洗濯専門部会の設置について
 - 資料3-1 医療施設の清掃業務委託基準で規定している消毒用具について
 - 資料3-2 医療施設の清掃業務の現行基準
-
- 参考資料 要望書

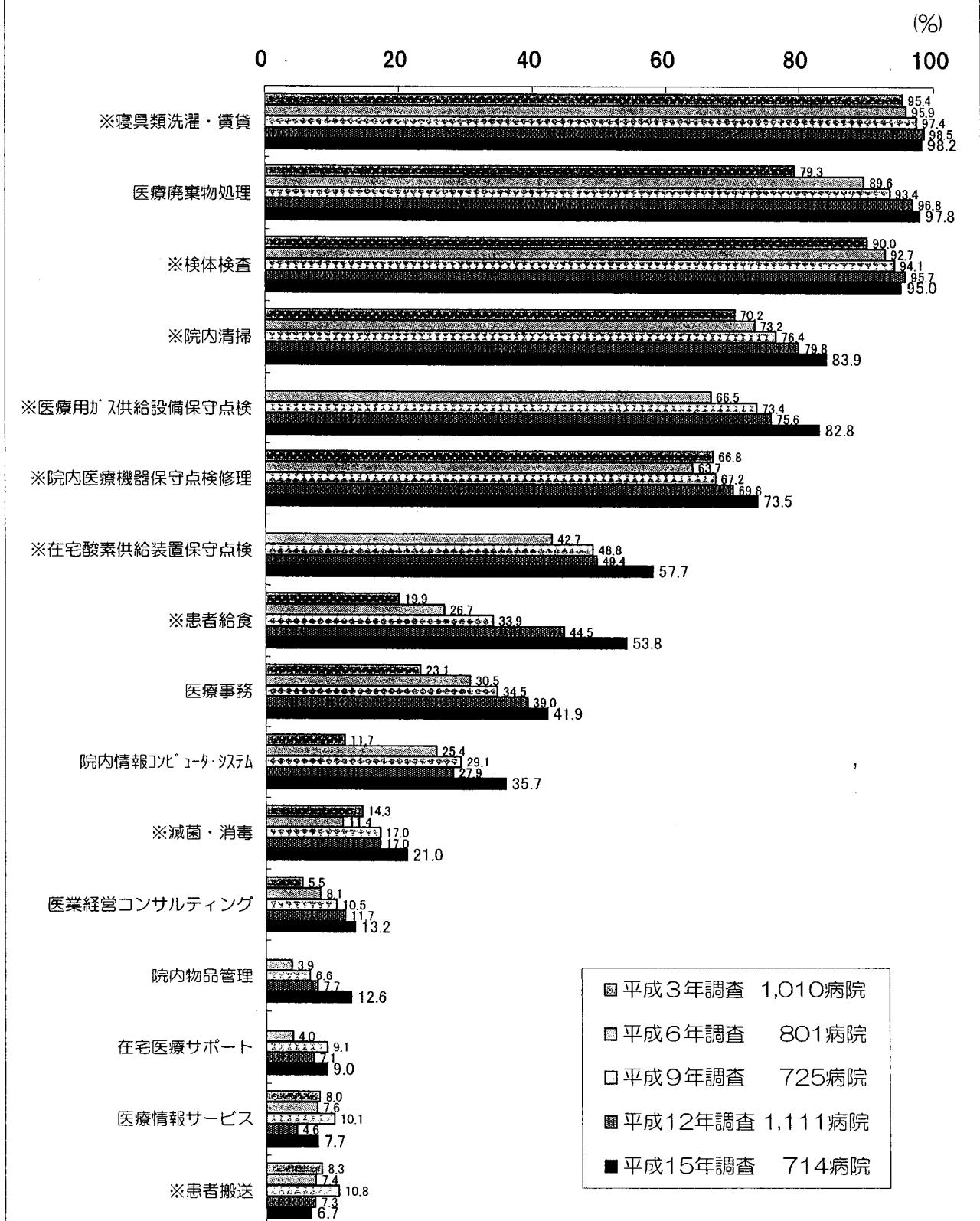
医療関連サービスの現況

各種サービスの概要

サービス名	サービスの概要
寝具類洗濯・貯貸	医療機関に入院している患者、妊婦、産婦等が使用した寝具類(ふとん、毛布、シーツ、枕、病衣等)の洗濯、乾燥、消毒を行うサービス、または、医療機関で使用される寝具類、ユニフォーム、おむつのリネンサプライを行うサービス。
医療廃棄物処理	医療機関等から排出される感染性廃棄物の回収、運搬、中間処理、最終処理を行うサービス。
検体検査	衛生検査所及び医療機関内において、人体から排出または採取された検体について、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、寄生虫学的検査、病理学的検査、生化学的検査を行うサービス。
院内清掃	医療機関において、治療の用に供される施設、または、患者の収容の用に供される施設の清掃を行うサービス。
医療用ガス供給設備保守点検	配管端末器、ホースアセンブリ、警報の表示板、送気配管、供給源設備等、医療の用に供するガスの供給設備の点検、予備付属品の補充(補修等の工事は除く)などを行うサービス。
院内医療機器保守点検・修理	医療機関内における医療機器(画像診断システム、生体現象計測・監視システム、治療用・施設用機器、理学療法機器等)の動作確認、校正、清掃、消耗品の交換及び修理を行うサービス。
在宅酸素供給装置保守点検	在宅酸素療法に使用する酸素供給装置の点検・消耗品の補充・清掃(修理は除く)を行うサービス。
患者給食	医療機関内に入院している患者、妊婦、産婦などに対して食事の提供・盛り付け、配膳、食器洗浄などを行うサービス。
医療事務	医療機関の外来受付、診療録管理、診療報酬請求、医事会計などの業務を行うサービス、または、これらの業務に係わる要員の養成・研修を行うサービス。
院内情報コンピュータ・システム	医療機関のコンピュータ・システム(財務会計、給与計算・医事会計、検診、栄養補給、物品管理)の開発、導入及び運用・メンテナンスを行うサービス。
滅菌・消毒	滅菌センター又は医療機関内において、医療機関で使用された医療機器、リネン類の滅菌消毒を行うサービス。
医業経営コンサルティング	医療機関等に対して、医療機関開設に係わる指導・支援、医療圏の市場調査・分析、財務や税務に関する指導・相談、その他医療機関の運営に係わる指導を一定期間、継続的に行うサービス。
院内物品管理	医療機関で使用される物品(医薬品、診療材料・医療消耗器具備品・一般消耗品等)の発注、在庫管理、病棟への搬送などを行うサービス。
在宅医療サポート	CAPD(連続携行式自己腹膜透析療法)、HIT(在宅輸液療法)、人工呼吸器療法等の在宅医療(在宅酸素療法を除く)の支援を行うサービス(調剤、薬剤配送、機器の保守点検等)
医療情報サービス	医療機関に対して診療、検査、医薬品等に関する情報提供を行うサービス、または、患者等に対して医療機関の情報提供を行うサービス。
患者搬送	患者、妊婦、産婦などに対して、医療機関相互間の搬送を行うサービス、または、重篤な患者について医師ないし歯科医師を同乗させて搬送を行うサービス。

資料：(財) 医療関連サービス振興会
「平成15年度医療関連サービス実態調査報告書」

医療関連サービスの委託率の推移

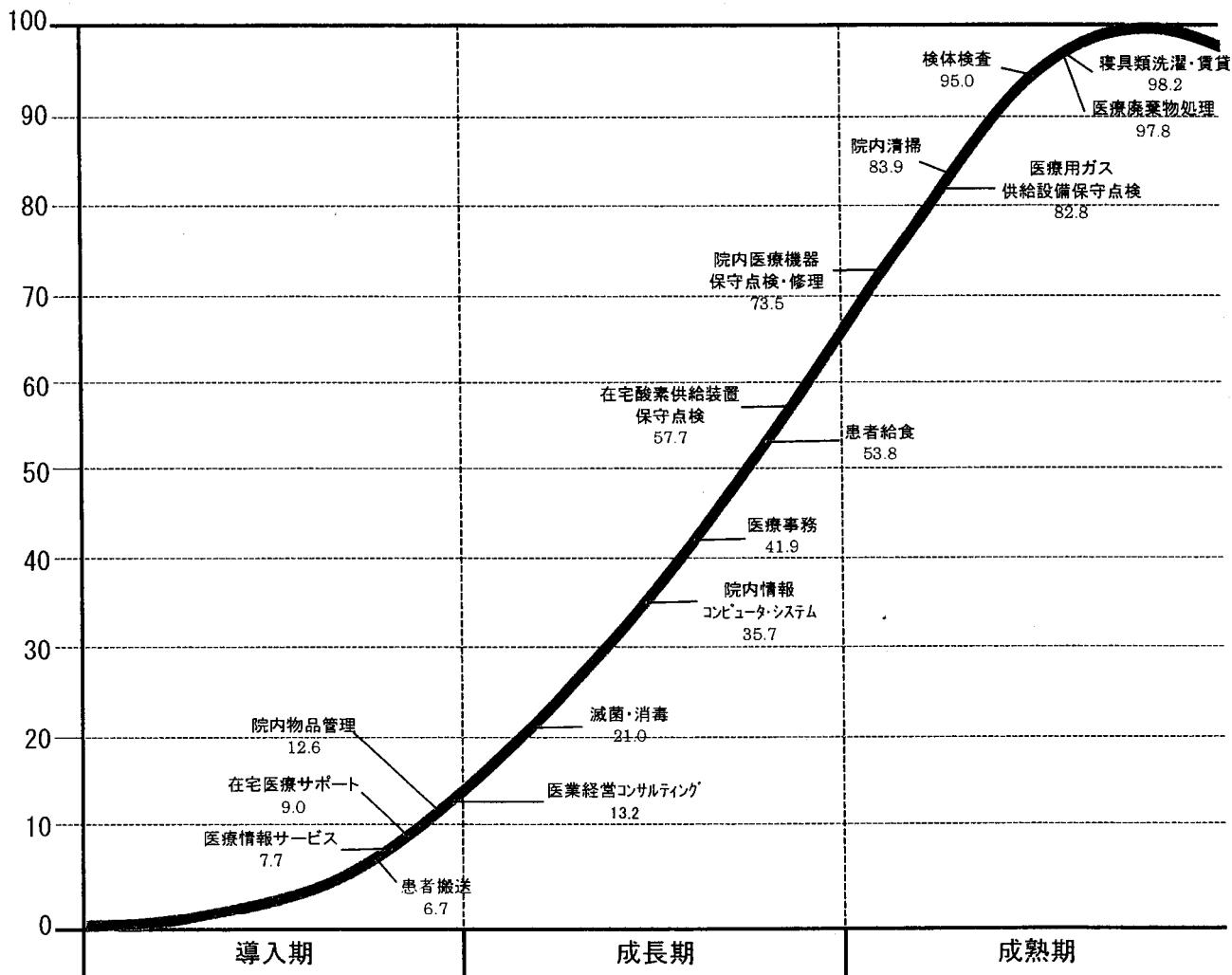


資料：(財)医療関連サービス振興会
 「平成15年度医療関連サービス実態調査報告書」

委託率からみた医療関連サービスのライフサイクル

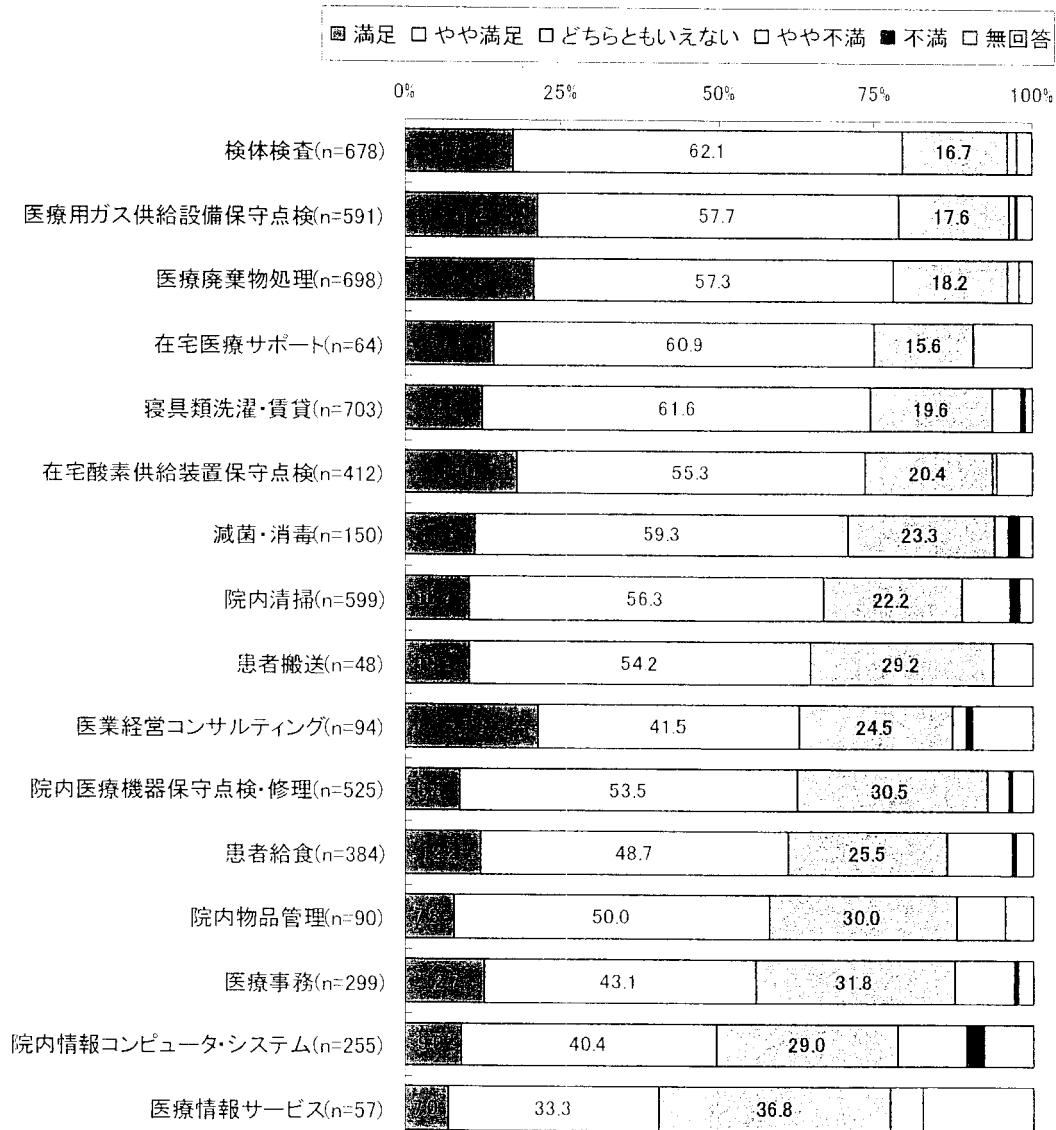
図表には医療関連サービスの委託率をスタンフォード研究所による製品の典型的ライフサイクル曲線（導入期＝15%未満、成長期＝15～67%未満、成熟期＝67%以上）に当てはめてみた。

(%)



資料：(財) 医療関連サービス振興会
「平成15年度医療関連サービス実態調査報告書」

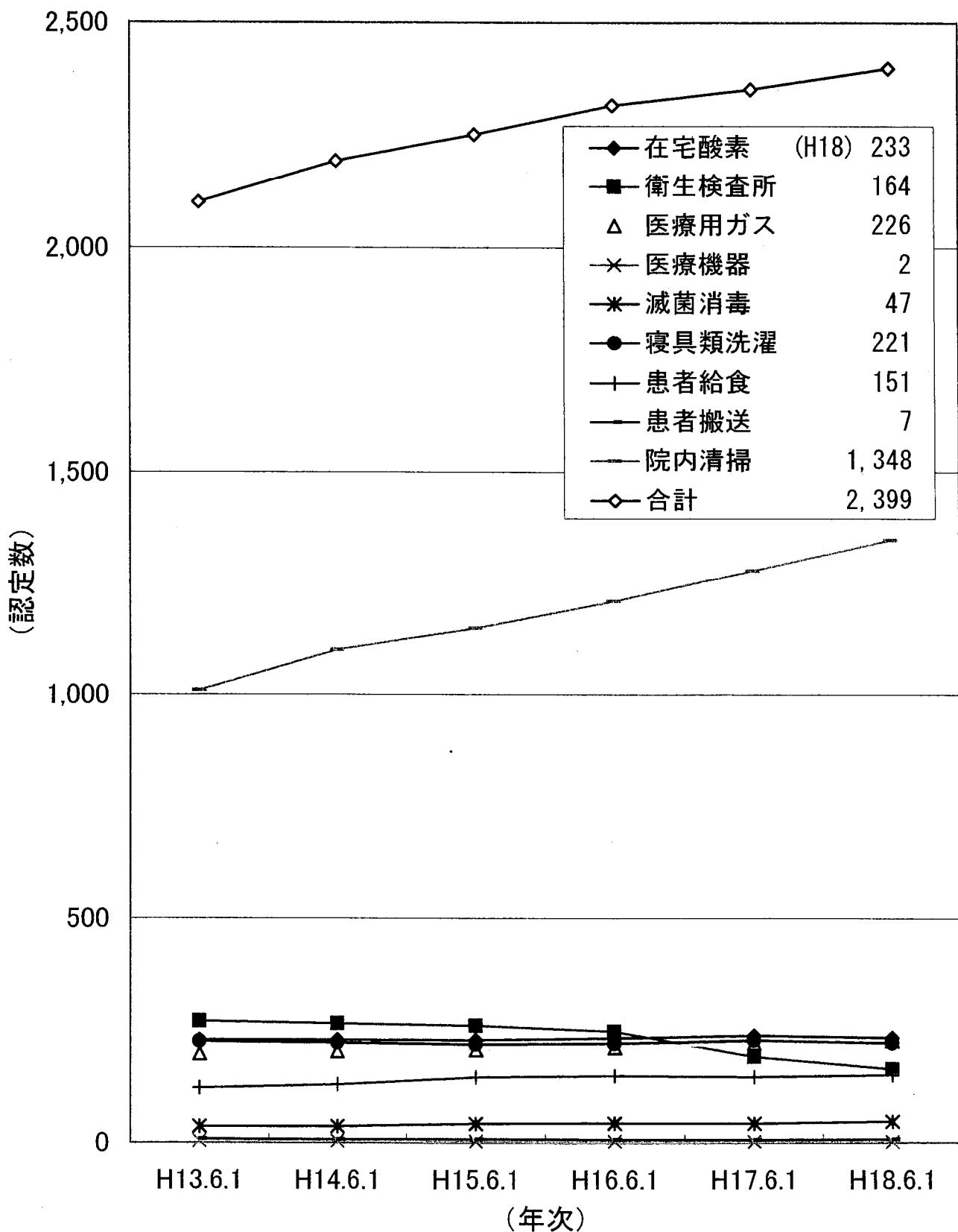
医療関連サービスへの満足度



資料：(財) 医療関連サービス振興会

「平成15年度医療関連サービス実態調査報告書」

医療関連サービスマーク認定数



— 業務委託に関する関係法令 —

◎ 関係法令等について

- ◆ 医療法では、業務委託に関する規定について、病院、診療所等の管理者は医師又は歯科医師の診療、患者等の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものを委託しようとするときは、一定の基準に適合するものに委託しなければならないとし、業務委託の水準の確保を図っている。

医療法第15条の2【業務委託】

病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

- ◆ 基準が設けられている職種は全部で8業務あり、医療法施行令においてこれらの業務を定めており、下記の業務が対象となっている。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 検体検査 | ② 医療機器等の滅菌消毒 |
| ③ 患者等の食事の提供 | ④ 患者等の搬送 |
| ⑤ 医療機器の保守点検 | ⑥ 医療用ガスの供給設備の保守点検 |
| ⑦ 患者等の寝具類の洗濯 | ⑧ 施設の清掃 |

医療法施行令第4条の7【診療等に著しい影響を与える業務】

法第15条の2に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
- 2 医療機器又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 3 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 4 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及び他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 5 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 6 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならぬものを除く。）
- 7 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
- 8 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

◆ これらの業務を適正に行う能力のある者の基準については、医療法施行規則において具体的に規定が設けられており、上記法令以外に業務委託に関する法令等は下記のとおり。

- ・医療法施行規則第9条の8～15 【受託する業務を適正に行う能力のある者の基準】
- ・医療法の一部を改正する法律の一部の施行について 【第3 業務委託に関する事項】
- ・病院、診療所等の業務委託について

政令8業務医療機関内外における委託基準の有無

業務種別	医療機関内		医療機関外
	病院独自	業務委託(請負)	業務委託(請負)
検体検査	×	○	○
滅菌消毒	×	○	○
患者給食	×	○	○
患者搬送	×		○
医療機器保守点検	×	○	○
医療用ガス供給設備の保守点検	×	○	
寝具類洗濯	×	×	○
院内清掃	×	○	

ガス消毒の比較

	ホルムアルテヒド法 (HCOH)	エチレンオキシドガス法 (C ₂ H ₄ O)	オゾンガス法 (O ₃)
有害性	発がん性 おそらくあり ・日本産業衛生学会 発がん性ランク 第2A群 毒性 ・眼、皮膚、気道腐食性 ・吸入による肺水腫及び喘息様症状	発がん性 あり ・日本産業衛生学会 発がん性ランク 第1群 毒性 ・頭痛、恶心、脱力、嘔吐 ・末梢神経障害	発がん性 明確に認められていない 毒性 ・気道、眼を刺激 ・吸入による肺水腫 ・中枢神経系へ影響
作業環境濃度	0.5 ppm	1.0 ppm	0.1 ppm
法律規制	労働安全衛生法 ・特定化学物質等「第3類」 ・作業主任者の選任 毒物及び劇物取締法 ・劇物	労働安全衛生法 ・特定化学物質等「第2類」 ・作業主任者の選任 ・作業環境の測定 毒物及び劇物取締法 ・劇物	特になし
殺菌能力	消毒効果（設定により滅菌効果）	滅菌効果	消毒効果（設定により滅菌効果）
コスト	共通経費（消耗品、光熱水料） 薬品費	共通経費（消耗品、光熱水料） 薬品費 人件費及び環境測定費（安衛法）	共通経費（消耗品、光熱水料）

※ 作業環境濃度は日本産業衛生学会の勧告値…1日8時間、週40時間程度の労働時間中に、肉体的に激しくない労働に従事する場合の暴露濃度の算術平均値が規定数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪影響が見られないと判断する濃度

オゾンガスについて

1 オゾンとは

- 酸素原子3つ (O_3) で構成される分子で、強い酸化力を持っている。
- 細菌や臭い分子等に接触すると、 O を分離して酸素分子 (O_2) に戻ろうとする。
- その際、強い酸化力を發揮し、耐性菌を作らずに消毒、殺菌、脱臭する。

2 基本性質

(1) 安全性

- ・ 短時間で容易に酸素に分解できる
- ・ 作用後に酸素 (O_2) に戻るので、薬品系に比べ残留毒性がない
- ・ 劇物、毒物の指定はなく、発がん性についても明確な報告は現在のところ認められていない
- ・ 作業環境濃度は0.1ppm … ※

(2) 有効性

- ・ 核酸を溶解し、酸化による破壊的な殺菌作用のため耐性菌を作らない
- ・ フッ素に次ぐ酸化力
- ・ ウィルス全般、大腸菌、コレラ菌、赤痢菌、結核菌等に効力を發揮

(3) 経済性

- ・ 原料は電気と大気中の酸素だけであり、薬品等の保管・管理が不要
- ・ 設備投資後は電気代だけで生成できるため低ランニングコスト
- ・ 取扱責任者等の配置が不要（労働基準法等により規定なし）

3 活用状況

(1) 病院、老健施設

- ・ 白衣等の殺菌（殺菌ロッカー、スリッパ殺菌ディスペンサー）
- ・ 病室内の殺菌、脱臭
- ・ 医療機器、介護用品の洗浄、殺菌（オゾン水による洗浄）

(2) 飲食、食品加工

- ・ 廚房内、冷蔵庫内等の殺菌、脱臭
- ・ 生鮮食品の鮮度保持（オゾン水による洗浄保存）

(3) その他

- ・ クリーニングにおける衣類の脱臭、漂白、洗浄
- ・ タオル、おしごりの殺菌、洗浄（理美容、飲食店、ホテル等）

※ 作業環境濃度は日本産業衛生学会の勧告値（1985年制定）

1日8時間、週40時間程度の労働時間中に、肉体的に激しくない労働に従事する場合のオゾン暴露濃度の算術平均値が規定数値以下であれば、殆ど全ての労働者に健康上の悪影響が見られないと判断する濃度

課長通知に規定する消毒方法

一類感染症等の病原体に汚染されている寝具類	消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条に定められた消毒方法）	
病毒感染の危険のある寝具類	蒸気による消毒	100°C以上の湿熱に10分間以上作用させること。 ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（おそれのあるもの含む）は、120°C以上の湿熱に20分間以上作用させること。
	熱湯による消毒	80°C以上の熱湯に10分間以上浸すこと。
	塩素剤による消毒	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に、30°Cで5分間以上浸すこと。（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下らない）
	界面活性剤による消毒	殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30°C以上で30分間以上浸すこと。
	クロールヘキシジンによる消毒	クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30°C以上、30分間以上浸すこと。
	ホルムアルデヒドガスによる消毒	真空にした装置に容積1 m ³ につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60°C以上で7時間以上触れさせること。
	酸化エチレンガスによる消毒	真空にした装置に酸化エチレンガスと不活性ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したもの注入し、大気圧下で50°C以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/c m ³ まで加圧し、50°C以上で90分以上作用させること。
病毒感染の危険のない寝具類 上記病毒感染の危険のある消毒方法若しくは右の方法	塩素剤を使用する消毒	洗濯は、60°C～70°Cの適量の温湯中で、10分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約250ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。 すすぎは、約60°Cの温湯中で約5分間行い、その後は、常温水で約3分間4回以上行うこと。
	四塩化（パークロル）エチレンを使用する消毒	四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し、 ① 洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50°C以上に保たせ10分間以上乾燥させること。 ② または、四塩化（パークロル）エチレンで12分間以上洗濯すること。

- (注) 1. 一類感染症等の病原体に汚染されている寝具類とは、感染症法の一類感染症から四類感染症までのエボラ出血熱、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、高病原性鳥インフルエンザなどである。
2. 病毒感染の危険のある寝具類とは、感染症法において五類感染症の対象となるB型肝炎、後天性免疫不全症候群などや、血液・体液・排泄物などが付着しているものである。
3. 病院内の消毒処理とは、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒などである。

[寝具洗濯]

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>第九条の十四 法第十五条の二の規定による患者、妊婦、産婦又はじょく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類（以下「寝具類」という。）の洗濯の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する場合にあつては、第十号に該当する者であることとする。</p> <p>一 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。</p>	<p>8 患者等の寝具類の洗濯の業務（新省令第九条の十四関係）</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 業務の範囲等</p> <p>新政令第四条の七第七号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。</p> <p>なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。</p> <p>イ 委託できる寝具類の範囲</p> <p>病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとすること。</p>	<p>第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）</p> <p>1 受託者の業務の実施方法</p> <p>受託者の洗濯施設は、規則第九条の十四等に定めるところによるほか、別添1に定める衛生基準を満たすこと。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
	<p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p> <p>② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p>	<p>2 医療機関の対応</p> <p>(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。</p> <p>(2) なお、診療用放射性同位元素により汚染されているものについては、規則に規定する診療用放射性同位元素により汚染されたものに関する規定により取り扱うこと。</p> <p>3 病毒感染の危険のある寝具類の取扱い</p> <p>(1) 病毒感染の危険のある寝具類に係る消毒方法については、次によること。</p> <p>ア 一類感染症等の病原体により汚染されているものについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法によること。</p> <p>イ ア以外の病毒感染の危険のある寝具類については、別添2に定める消毒方法によること。</p> <p>(2) 病毒感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと（例外的に消毒前</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>二 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。</p> <p>三 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれが区分されていること。</p> <p>四 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。</p>	<p>(2) 構造・設備に関する事項 新省令第九条の十四第二号から第九号までの規定によるほか、次によるものとすること。</p> <p>ア 洗濯施設は、原則として病院洗濯物のみを取り扱う専門施設とすること。 なお、他の洗濯物も併せて取り扱う場合にあっては、病院洗濯物に係る各施設（受取場、洗濯場（遷別場、消毒場、洗い場、乾燥場等）、仕上場及び引渡場）が病院洗濯物専用のものであり、また、隔壁等により他の洗濯物に係る各施設と区分されていること。</p> <p>イ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>ウ 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗濯施設の床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。</p> <p>エ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理を行う洗濯施設には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響について十分配慮すること。</p>	<p>の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、病毒感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。）。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
<p>五 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。</p> <p>六 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。</p> <p>七 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。</p> <p>八 寝具類の受取場及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。</p> <p>九 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。</p> <p>十 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第五条第一項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行つていること。</p>	<p>オ 寝具類を運搬する車には、未洗濯物と仕上げの終わった物を区分して入れるそれぞれ専用の容器等が備えられていること。</p> <p>カ 洗濯施設には、汚染のおそれのない場所に仕上げの終わった寝具類の格納設備が設けられていること。</p>	

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
<p>十一 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <p>イ 運搬の方法 ロ 医療機関から受け取った洗濯物の処理の方法 ハ 施設内の清潔保持の方法</p>		
<p>十二 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。</p> <p>イ 寝具類の洗濯の方法 ロ 業務の管理体制</p>		
<p>十三 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)</p>	<p>(3) 従事者の研修に関する事項</p> <p>新省令第九条の十四第十三号に規定する研修は、患者等の寝具類の洗濯業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。</p> <p>① 施設、設備及び器具の衛生管理 ② 洗濯物の適正な処理 ③ 消毒剤、洗剤、有機溶剤等の適正な使用</p>	<p>4 委託契約</p> <p>病院が受託洗濯施設との間で寝具類の洗濯の外部委託に関する契約を締結する場合には、その契約内容を明確にした契約文書を取り交わすこと。なお、契約文書については、別紙4のモデル契約書を参考にされたいこと。</p> <p>5 繼続的な業務の遂行</p> <p>受託洗濯施設が天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、寝具類の洗濯の業務</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>が滞ることのないよう必要な措置を講じておくことが望ましいこと。なお、この措置としては、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と業務委託契約を結ぶこと、あらかじめ代行業者を定めて代行契約を結ぶこと等が考えられること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(別添1)</p> <p>病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準</p> <p>第一 目的</p> <p>この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第二 管理</p> <p>1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上で実質的な責任者となるものであること。</p> <p>(2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。</p> <p>2 施設、設備及び器具の管理</p> <p>(1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。</p> <p>(4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年二回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されること。）。</p> <p>(5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。</p> <p>(6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。</p> <p>(7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。</p> <p>(8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも一週間に一回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。</p> <p>(9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。</p> <p>(10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。</p> <p>(11) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。</p> <p>(12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行までの間、病毒感染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。</p> <p>(14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。</p> <p>3 寝具類の管理及び処理</p> <p>(1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び病毒感染の危険度に応じ適正に選別すること。</p> <p>(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。</p> <p>① 病毒感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。</p> <p>② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 本通知別添2に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によつて行われる場合は、消毒しなくてもよい。）</p> <p>イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法</p> <p>(ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、六〇℃～七〇℃の適量の温湯中で一〇分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約二五〇ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>(イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約六〇℃の温湯中で約五分間行い、二回目以降常温水中で約三分間四回以上繰返して行うこと。 この場合各回ごとに換水すること。</p> <p>ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化（パークロル）エチレンを使用する方法 四塩化（パークロル）エチレンに五分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で五〇℃以上に保たせ一〇分間以上乾燥させるか、又は、四塩化（パークロル）エチレンで一二分間以上洗濯すること。</p> <p>(3) 寝具類の洗濯にあたっては、①病毒感染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤（漂白剤、酸素剤、助剤等）を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。</p> <p>(4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも三回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入替えは、完全排水を行った後に行うこと。</p> <p>(5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>(6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。</p> <p>(7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。</p> <p>(8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。</p> <p>4 消毒剤及び洗剤等の管理</p> <p>(1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。</p> <p>(2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。</p> <p>(3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p> <p>また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。</p> <p>(4) 営業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>5 従事者の管理</p> <p>(1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者が病毒感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。</p> <p>(2) 受託者は、従事者又はその同居者が一類感染症等患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</p> <p>(3) 従事者は、病毒感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。</p> <p>(4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。</p> <p>(5) 従事者は、移動による病毒感染を予防するため、第二の(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実に行い、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。</p> <p>第三 自主管理体制</p> <p>1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。</p> <p>2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。</p> <p>3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>(別添 2)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の病毒感染の危険のある寝具類に関する消毒方法</p> <p>◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。</p> <p>1 理学的方法</p> <p>(1) 蒸気による消毒</p> <p>蒸気滅菌器等を使用し、一〇〇℃以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。</p> <p>ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、一二〇℃以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。</p> <p>(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。</p> <p>2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 热湯による消毒</p> <p>八〇℃以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 1 温度計により温度を確認すること。</p> <p>2 热湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下があるので留意すること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>2 化学的方法</p> <p>(1) 塩素剤による消毒</p> <p>さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇 ppm 以上の水溶液中に、三〇℃で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇 ppm を下らないこと。)。</p> <p>(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。</p> <p>(2) 界面活性剤による消毒</p> <p>逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。</p> <p>(3) クロールヘキシジンによる消毒</p> <p>クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。</p> <p>(4) ガスによる消毒</p> <p>① ホルムアルデヒドガスによる消毒</p> <p>あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。</p>

医療法施行規則 (H5年施行)	健康政策局長通知 (H5年施行)	指導課長通知 (H5年施行)
		<p>② 酸化エチレンガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスと不活性ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg/cm²まで加圧し50℃以上で一時間三〇分以上作用させること。</p> <p>(注) ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染する事がないよう換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。</p> <p>(別紙4) 寝具類洗濯業務委託モデル契約書 ○○○(医療機関側。以下「甲」という。)と○○○(受託者側。以下「乙」という。)は、甲の寝具類の洗濯業務について委託契約を締結する。 (総則) 第一条 乙はこの契約に定める条件に従い甲のために寝具類の洗濯を行い、甲はその対価として乙に委託料を支払うものとする。 (納期及び納入場所) 第二条 納期及び納入場所は次のとおりとする。 一 納期 ○○○ 二 納入場所 ○○○ (検査) 第三条 乙は、寝具類を納入する場合は、その都度甲の検査を受けなければならない。甲は、検査で不合格品があった場合は速やかに乙に通知するものとする。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）
		<p>第四条 乙は、第三条による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し検査を受けなければならない。 (業務遂行上の注意事項)</p> <p>第五条 乙は、平成五年二月一五日付け指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。</p> <p>第六条 乙は、甲の寝具類の洗濯に係る施設、設備及び方法については、甲の検査に応じなければならぬ。 (対象物)</p> <p>第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。</p> <p>2 甲は、診療用放射性同位元素により汚染されている寝具類又は汚染されているおそれのある寝具類の洗濯を乙に委託することはできない。 (病毒感染の危険のある寝具類の取扱い)</p> <p>第八条 甲は、前条第一項及び第二項に規定する寝具類以外の寝具類であって、病毒感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。</p>

医療法施行規則（H5年施行）	健康政策局長通知（H5年施行）	指導課長通知（H5年施行）				
		<p>2 甲は、例外的に消毒前の病毒感染の危険のある寝具類の洗濯を乙に委託するときは、病毒感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>（契約の解除）</p> <p>第九条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。 二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。 三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。 <p>第一〇条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不能となったときは、乙は本契約を解除することができるものとする。</p> <p>（契約期間）</p> <p>第一一条 この契約期間は契約の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。</p> <p>（個人情報の保護）</p> <p>第一二条 （個人情報の取扱いに関する事項については、別途契約を締結する。）</p> <p>本契約締結の証として本契約書二通を作成し、甲、乙記名捺印の上各一通を保有するものとする。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>甲</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>印</td> </tr> </table>	甲	印	乙	印
甲	印					
乙	印					

医療法施行規則 (H13年改正)	健康政策局長通知 (H13年改正)	指導課長通知 (H13年改正)
<p>第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により纖維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の規定による施設は、次の各号による。</p> <p>一 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。</p> <p>二～四 略</p>	<p>第六 必置施設の緩和</p> <p>一 病院が有しなければならないこととされている施設について、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要性が薄ってきた施設について、①から④までのとおり緩和等を行うこと。</p> <p>① これまで法律において設置の義務付けがなされていた消毒施設及び洗濯施設について、新たに厚生労働省令で設置を義務付けるとともに、纖維製品の滅菌の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができるることとすること。(新省令第二一条) 以下略</p> <p>三 なお、上記の委託の実施に当たって、病院、診療所等の業務委託に関する関連通知を遵守するとともに、医療の提供に支障をきたさないよう、その運用に遺憾なきを期されたい。</p>	

寝具類洗濯専門部会の設置について（案）

1. 目的

医療法において、病院等の管理者は診療又は患者の入院に著しい影響を与える業務を委託しようとする場合に、当該業務を委託することができる者の基準を定め、受託業者の水準の確保を図っている。

現在、患者等の寝具類の洗濯業務を行う場合の消毒については、病毒感染の危険のある寝具類と、それ以外の寝具類について消毒方法が分かれている。病毒感染の危険ある寝具類の消毒については、蒸気、熱湯、塩素剤、ガス等による消毒方法で行うこととされているが、このうちガスによる消毒は、低温で殺菌等ができるため、加熱による材質の損傷のおそれがないといった利点があるものの、残留毒性、発がん性など人体への影響等から、より安全で有効な消毒方法が求められているところである。

近年、人体への影響に配慮したオゾンによる殺菌消毒、脱臭効果が病院内の病室、手術室、厨房室、医療機器や介護用品等に用いられている状況にある。

こうした状況を踏まえ、患者等に対するサービスの質の確保を図るため、新たにオゾン消毒方法を導入した場合に、そのオゾン消毒をした寝具類が患者等に対しての影響や、作業従事者の作業環境などに対してどのような影響があるのか検討する必要がある。

今般、厚生労働省医政局長の意見聴取の場である医療関連サービス基本問題検討会の下に寝具類洗濯専門部会を設置し、現在の寝具類洗濯業務の基準の見直し及びオゾン消毒の安全性や有効性等について検討することとする。

2. 専門委員の構成

学識経験者 2名程度

医療関係者 4名程度

事業者 1名程度

3. 当面のスケジュール（予定）

平成18年 10月頃

～ 3回程度開催し報告書まとめ

月頃

月頃 医療関連サービス基本問題検討会に報告

4. その他

専門部会の庶務は、厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室において行う。また、必要に応じて参考人を招いて意見を聞くものとする。

医療施設の清掃業務委託基準で規定している消毒用具について

1 現状

- (1) 患者・国民のニーズが多様化し、医療に対する快適性が求められている中、院内清掃業務は医療機関の清潔を保持し、良質な医療を提供する上で重要な役割を果たしており、多くの医療機関は院内清掃業務を民間の事業者に委託している。
- (2) 清掃業務委託基準においては、事業者に対して消毒用具（噴霧器）の保有を必須要件としている。

一方、医療施設における院内感染の防止の通知（平成17年2月1日付医政指発第0201004号）では、清掃に付随する消毒業務について、噴霧器の使用は不可として意見が示されている。

(参考)

平成15年度厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働省科学特別研究事業）
「国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急地区別研究」の分担研究報告「医療施設における院内感染（病院感染）の防止について」

2 業務委託基準

○ 医療法施行規則第9条の15

三 次に掲げる清掃用具及び消毒用具を有すること。

イ 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要のある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式

ロ 消毒を行うための噴霧器

四 略

五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。

イ 業務内容及び作業方法

ロ 清掃用具及び消毒用具

ハ 業務の管理体制

3 今後の対応

上記通知等を踏まえ、受託業者が保有する噴霧器に係る現行基準の要件を改正する。

4 改正（案）

○ 医療法施行規則第9条の15

三 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要のある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルタ一付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式を有すること。

四 略

五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。

イ 業務内容及び作業方法

ロ 清掃用具

ハ 業務の管理体制

写

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

医療施設における院内感染の防止について

標記については、これまでにも医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて対応いただいているところであるが、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（パンコマイシン耐性腸球菌）及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染が依然発生していることから、最新の科学的根拠に基づいた院内感染防止に関する留意事項等を、別記のごとく取りまとめるとともに、これらに関する医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 12 号）を 2 月 1 日に公布し、同日より施行したところであるので、貴職におかれでは、今後の院内感染防止対策の推進に当たって活用されるとともに、貴管下医療機関に対する周知方及び院内感染防止体制の徹底について指導方よろしくお願ひする。

また、別記の取りまとめに当たり、平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）による「国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究」（主任研究者：小林 寛伊・NTT 東日本関東病院名誉院長）の分担研究報告書「医療施設における院内感染（病院感染）の防止について」（別添）を参考としたので、併せて活用方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添える。

おつて、「医療施設における院内感染の防止について」（平成 3 年 6 月 26 日付け指発第 46 号厚生省健康政策局指導課長通知）は廃止する。

院内感染防止に関する留意事項

院内感染とは、①医療施設において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症、②医療従事者等が医療施設内において感染した感染症のことである。

院内感染は、人から人へ直接、又は医療器具等を媒介して発生する。特に、免疫力の低下した患者、未熟児、老人等の易感染患者は、通常の病原微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても、院内感染を起こす可能性がある。

このため、院内感染防止対策は、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく、医療施設全体として対策に取り組むことが必要である。

～略～

(環境整備と環境微生物調査)

- 空調設備、給湯設備等、院内感染対策に有用な設備の適切な整備や、院内の清掃などを行い、院内の環境管理を適切に行うこと。
- 環境整備の基本は清掃であるが、その際一律に広範囲の環境消毒を行わないこと。血液もしくは体液による汚染がある場合は、汚染局所の清拭除去及び消毒を基本とすること。
- ドアノブ、ベッド欄など、医療従事者や患者が頻繁に接触する箇所については、定期的に清拭し、必要に応じてアルコール消毒を行うこと。
- 近年の知見によると、消毒薬の噴霧、散布、薰（くん）蒸や紫外線照射などは効果が不確実であるだけでなく、作業者への危険性もあることから、これらのことについて単に病室等を無菌状態とする目的として漫然と実施しないこと。
- 近年の知見によると、粘着マット及び薬液浸漬マットについては、感染防止効果が認められないことから、原則として、院内感染防止の目的としては、これらを使用しないこと。
- 近年の知見によると、定期的な環境微生物検査は必ずしも施設の清潔度の指標とは相関しないことから、一律に実施するのではなく、例えば、院内感染経路を疫学的に把握する際に行う等、必要な場合に限定して実施すること。

平成 15 年度 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究報告書

国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究

「医療施設における院内感染（病院感染）の防止について」

分担研究者 大久保 憲 所属 NTT 西日本東海病院外科部長

研究要旨

従来からの院内感染対策には、科学的根拠のない方法の採用や、過去の習慣により行われてきたことも多い。これらの感染対策について、適切なエビデンスをもとに改めて考えてみる必要がある。Evidence based precaution(EBP)とは、科学的な根拠に基づく予防策を指し、最も信頼できる根拠を把握したうえで、個々の状況を考慮した感染防止策を行うための一連の行動指針である。メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (methicillin-resistant *Staphylococcus aureus*: MRSA) などの薬剤耐性菌および新興感染微生物による院内感染が引き続き問題となっていることから、この機会に改めて一般的な院内感染に対する注意を喚起する目的で感染防止のための推奨事項を提示する。(付記：院内感染または病院感染という用語は、世界的には在宅ケアでの感染を含めて「医療関連感染 healthcare-associated infections; HAIs」と言われることが多い)

研究協力者

小林寛伊(NTT 東日本関東病院:名誉院長)

倉辻忠俊 (国立国際医療センター研究
所:副所長)

荒川宜親 (国立感染症研究所細菌第二
部:部長)

切替照雄 (国立国際医療センター研究
所:部長)

～ 略 ～

7. 環境整備と環境微生物調査

病院環境整備の基本は清掃による汚染の除去であり、洗面所、便所、汚物処理室を含め、その他患者の出入りする院内全般に対して毎日の清掃が必要である¹⁷⁻²⁰⁾。細菌汚染が強い領域といえども常時消毒する必要はない。しかし、便を介した特異的な感染症（腸管出血性大腸菌O157:H7など）が多発している場合には、洗面所や便所などにおいて手が触れる部位は、アルコール類、第四級アンモニウム塩などを使用して定期的な消毒を行なう意義はある。

床などの環境表面に対して広範囲の消毒は行なわない。手がしづしづ接触する環境表面は頻回の水拭き清掃もしくはアルコールによる清拭消毒が必要である。床などの水平面は、血液・体液等目に見える汚染がある場合には、汚れを安全な方法で清拭除去した後に汚染局所の消毒を行なう。それ以外の場合には消毒薬を使用する必要はなく、一日一回の定期的な清掃、患者の退院時の清掃、汚染時清掃など、時期を決めた清掃が行なわれる必要がある。一方、壁やカーテンなどの垂直面は感染との関わりはさらに低いため、目に見える汚染がある場合に清拭もしくは洗浄すればよい⁹⁶⁾。床の清掃には汚れたモップを何度も使用すると、汚染の拡大になるため、清潔な清掃用具を使用する必要がある。

環境に付着する菌が感染をおこすためには、菌の存在、その毒力・菌力（ビルレンス：感染を起こすことができる能力の程度）、菌量、菌の侵入門戸の存在、患者の易感染性とともに、菌が環境から患者に達する感染経路が存在しなくてはならない。したがって、広範囲の環境の無菌性を追求するのではなく、感染経路を有効に遮断して感染防止を行なうことが有効で且つ確実な方法である。消毒薬にて環境を消毒しても短時間に元の汚染状態に戻ってしまう。

環境に対する消毒薬の使用方法として、噴霧、散布、薰蒸および照射などは消毒効果が不確実であるばかりか、作業者への有害性および周辺環境への残留毒性などの観点から行なうべきではない⁹⁶⁾。

環境消毒に生体消毒薬ならびに高水準消毒薬は使用しないとともに、面積の広い部分にアルコールは使用しない。

また、病室や手術室の入り口の粘着マットおよび薬液浸漬マットについては、それらを不要とするエビデンスは示されていないが、粘着マット周辺はむしろ汚染されており清掃がしにくく、しかも粘着マットを中止しても感染率等には変化がないので、これらのマットの有効性は否定されている²²⁻²⁶⁾。

～ 略 ～

RESIDUAL STAINLESS STEEL HAND SPRAYER

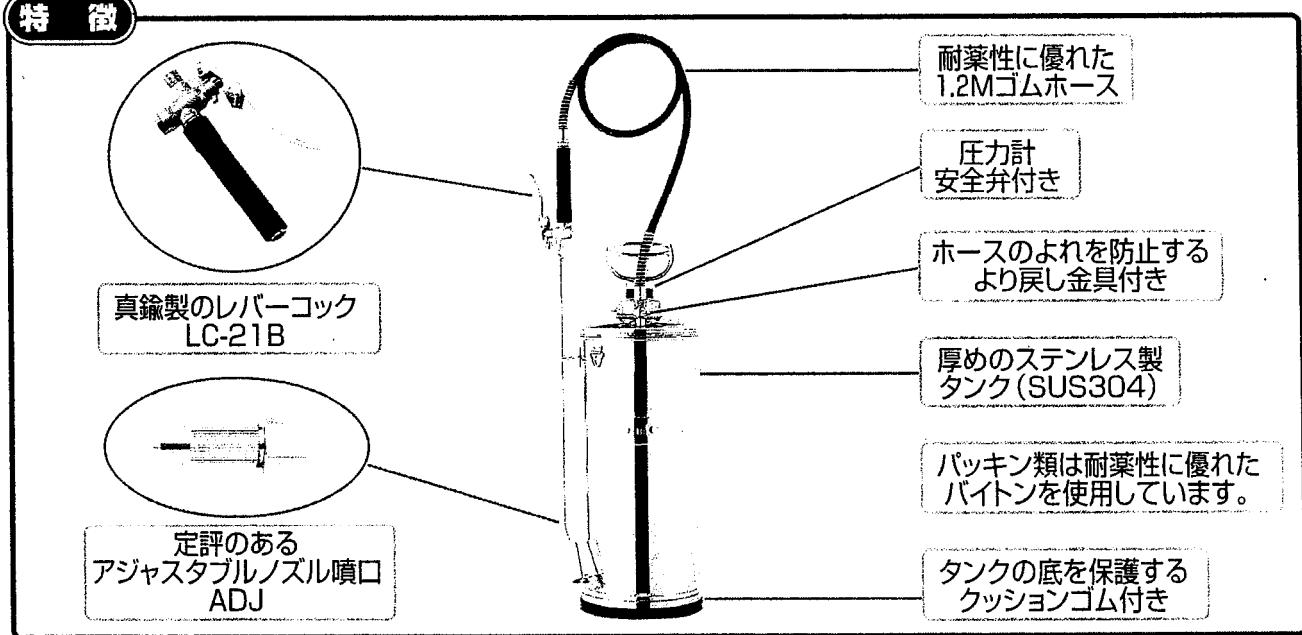
**S-Z
SERIES**

SEMCO

ステンレスハンドスプレヤー



特徴



仕様

モデル名	本機寸法	乾燥重量	液容量	標準先パイプ
S-2z	300x180mm	2.5kg	2ℓ	L350(長さ:350mm)
S-4z	385x180mm	3.2kg	4ℓ	L350(長さ:350mm)
S-6z	490x180mm	4.0kg	6ℓ	L500(長さ:500mm)
S-8z	575x180mm	4.5kg	8ℓ	L500(長さ:500mm)



環境機器株式会社

関東営業所 TEL (0480)73-6156 東京営業所 TEL (03)3493-6269 九州営業所 TEL (0952)32-5440

■ 本社・工場 〒569-1133 大阪府高槻市川西町1丁目26-5
TEL : (072)681-1175 FAX : (072)681-1177URL: <http://www.semco.net>
E-mail : mail@semco.net

[病院清掃]

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>第九条の十五 法第十五条の二の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務の用に供する施設又は患者の収容の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>9 施設の清掃の業務（新省令第九条の十五関係）</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 施設の範囲 新政令第四条の七第八号に規定する施設は、診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、病室等の医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務の用又は患者の収容の用に供する施設をいい、給水施設、暖房施設、汚物処理施設、事務室等は含まないものであること。</p> <p>イ 業務の範囲 新政令第四条の七第八号に規定する清掃とは、日常的に行われる清掃業務及びこれに付随して行われる消毒業務をいい、環境測定、ねずみ、こん虫等の防除等は含まないものであること。</p> <p>ウ 労働者派遣事業により行われる清掃業務との関係 清掃業務については、請負契約によるものと労働者派遣契約によるものがあるが、新政令第四条の七第八号に掲げる業務の委託は、請負契約による業務委託であること。</p>	<p>第九 施設の清掃の業務について（令第四条の七第八号関係）</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
一 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。	(2) 人員に関する事項 ア 受託責任者について 新省令第九条の十五第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項についての知識をいい、相当の経験とは、医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての三年以上の実務経験をいうものであること。 ① 作業計画の作成 ② 作業の方法 ③ 作業の点検及び業務の評価 ④ 清潔区域等医療施設の特性に関する事項 ⑤ 感染の予防 イ 従事者について 新省令第九条の十五第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げる事項についての知識をいうものであること。 ① 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法 ② 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法 ③ 感染の予防	1 受託者の業務の実施方法等 (1) 受託責任者の職務 受託責任者は、業務が円滑に行われるよう従事者に対する指導監督を行うとともに、定期的な点検を行い、その結果を医療機関に報告すること。また、医療機関側の責任者と隨時協議を行うこと。 (2) 作業計画の作成 受託責任者は、業務が円滑に実施されるよう、契約内容に基づき、医療機関の指示に対応した作業計画を作成すること。
二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。	(3) 構造・設備に関する事項 清潔区域の清掃業務を受託しない者については、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器を有することは要しないものであること。	
三 次に掲げる清掃用具及び消毒用具を有すること。 イ 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要のある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式 ロ 消毒を行うための噴霧器		(3) 清掃の方法 従事者は、清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し、業務を行うこと。なお、清掃用具
四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、		

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>従事者に周知していること。</p> <p>イ 区域ごとの作業方法 ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法 ハ 感染の予防</p>		<p>は区域ごとに区別して使用することが望ましいこと。</p> <p>(4) 清潔区域の清掃及び消毒の方法 清潔区域の清掃業務に当たっては、入室時の手洗い、入退室時のガウンテクニックの適切な実施、無影燈、空調吹き出し口及び吸い込み口の清掃並びに消毒、高性能エアフィルター付き真空掃除機を使用した業務の実施等、区域の特性に留意した方法により行うこと。</p> <p>(5) 特定感染症患者の病室の清掃の方法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）等により定められた特定の感染症患者の病室の清掃及び消毒業務を行う場合には、退室時の手洗い、入退室時のガウンテクニック、汚物などの適切な取り扱いなどにより、感染源の拡散を防止すること。</p> <p>(6) 感染性廃棄物の取扱い 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づいて感染性廃棄物を取り扱うこと。</p> <p>(7) 作業記録等の業務関係帳票 受託者は、作業の実施状況を記録し、また、医療機関から開示の求めがあった場合には提示することができるよう、作業記録などの業務関係帳票を備え、二年間保管すること。</p> <p>(8) 再委託 受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと。日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負うものであること。ま</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
<p>五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。</p> <p>イ 業務内容及び作業方法 ロ 清掃用具及び消毒用具 ハ 業務の管理体制</p> <p>六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)</p>	<p>(4) 業務案内書に関する事項 清潔区域の清掃業務を受託しない者については、その旨を業務案内書に明記すること。</p> <p>(5) 従事者の研修に関する事項 新省令第九条の十五第六号に規定する研修は、施設の清掃の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 標準作業書の記載事項 ② 患者の秘密の保持 ③ 受託責任者にあっては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規 	<p>た、再委託先の名称、業務内容について、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得ること。</p> <p>2 医療機関の対応</p> <p>(1) 業務責任者の選任 医療機関は、業務が円滑に実施されるよう管理するために必要な知識と経験を有する責任者（以下「業務責任者」という。）を選任すること。また、委託契約に当たっては、業務責任者の意見を反映させること。</p> <p>(2) 業務責任者の職務 業務責任者は、業務が適切に実施されるために必要な事項や受託業務に従事する者の安全を確保</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>するために必要な事項などを受託者側の受託責任者に指示するとともに、事故発生時には適切に対応すること。</p> <p>また、業務責任者は、業務が円滑に実施されるよう、受託責任者と隨時協議すること。さらに、医療機関の職員が従事者に対して指示をする場合は、原則として業務責任者を介して行うこと。</p> <p>(3) 連携体制</p> <p>医療機関は、業務改善のための方策などを検討するため、受託責任者を含めた会合を定期的に開催するなど、受託者との連携を図ること。</p> <p>(4) 業務環境の整備</p> <p>医療機関は、従事者の控室、清掃用具の保管場所、従事者の作業衣や清掃用具の洗濯場所を確保するなどにより、従事者が業務を適切に実施するための環境を整備することが望ましいこと。</p> <p>3 委託契約</p> <p>契約文書については、別紙5のモデル契約書を参考にされたいこと。</p> <p>4 代行保証</p> <p>医療機関の特殊性から、業務が継続的に実施される必要があるため、日常的な業務を受託する場合、受託者は不測の事態に備えた代行保証を確保することが望ましいこと。</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>(別紙5) 施設の清掃業務委託モデル契約書 ○○○(医療機関側。以下「甲」という。)と○○○(受託者側。以下「乙」という。)は、甲の施設の清掃業務について委託契約を締結する。</p> <p>(総則) 第一条 甲は、施設の清掃業務の質的向上を図るために、乙に対し施設の清掃業務を委託する。 第二条 乙は、施設の清掃業務が感染防止及び衛生管理上重要な業務であることを認識し、(甲の定める)施設清掃業務標準作業書等に従い、誠実に業務を遂行する。</p> <p>(定期協議) 第三条 甲は、乙と定期的に清掃業務等について協議を行う。</p> <p>(責任者) 第四条 乙は、甲に対する業務の責任者を甲に対して、また、甲は乙に対して責任者を明確にする。</p> <p>(業務の対象) 第五条 甲が乙に清掃を委託する施設は、別紙〇に記すものとする。</p> <p>(業務の方法) 第六条 乙は、手術室等の清潔区域の清掃を行う場合には、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、入室時の手洗いやガウンテクニックを適切に行うほか、HEPAフィルター付き掃除機を使用するなど所要の措置を講じるものとする。</p> <p>第七条 乙は、伝染病予防法等に規定された特定の感染症に罹患した患者の病室の清掃及び消毒を行う場合には、退出時の手洗い、入退室時のガウンテクニック等により、感染源の拡散の防止に努めるものとする。</p>

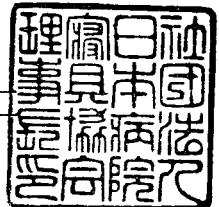
医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知
		<p>(賠償責任)</p> <p>第八条 甲が、乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその賠償の責を負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙協議の上決定する。</p> <p>(料金)</p> <p>第九条 甲は、乙に対して別に定める料金を支払う。</p> <p>(業務の代行)</p> <p>第一〇条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のためあらかじめ代行者丙を定める。</p> <p>第一一条 乙の申出に伴い甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行する。 その場合も、丙は乙に代わって各契約条項を遵守するとともに乙の義務も免責されるものではない。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第一二条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。 二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。 三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。 <p>第一三条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不能になったときは、乙は本契約を解除することができる。</p>

医療法施行規則	健康政策局長通知	指導課長通知						
		<p>(契約期間) 第一四条 本契約の期間は、契約の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、期間満了の一か月前までに甲乙いいずれからも書面による契約満了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で一年間契約を更新する。以降も同様とする。</p> <p>(守秘義務) 第一五条 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の秘密を他に開示又は漏洩してはならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第一六条 (個人情報の取扱いに関する事項について は、別途契約を締結する。)</p> <p>(その他) 第一七条 本契約に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項は、甲乙協議の上定める。 本契約締結の証として本契約書三通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上各一通を保有するものとする。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>甲</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td>印</td> </tr> </table>	甲	印	乙	印	丙	印
甲	印							
乙	印							
丙	印							

平成 17 年 9 月 14 日

厚生労働省医政局
経済課長 殿

社団法人 日本病院寝具協会
理事長 安道 光二



寝具類に関する消毒方法に「オゾンガスによる消毒」を追加していただきたく要望する件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素から当協会の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、現在、寝具類に関する消毒方法につきましては、平成 5 年 2 月 15 日付 指第 14 号 厚生省健康政策局指導課長通知（平成 11 年 5 月 10 日付 経第 37 号で改正）の別添 2（病毒感染の危険のある寝具類に関する消毒方法）が定められており、寝具類、リネン類のガスによる消毒方法として、酸化エチレンガス及びホルムアルデヒドガスによる消毒となっているところであります。

一方、昨年、当協会の寝具研究委員会において「寝具類の消毒に関するガイドライン」の小冊子を作成した際、多くの会員から「寝具類の消毒作業に従事する作業員の人体への影響及び環境問題等に配慮した新しい消毒方法」の追加要望がございました。

そこで、上記の問題も考慮し、更に経済的かつ有効性の高い消毒方法としてオゾンガスによる消毒方法の研究をいたしてまいりました。

つきましては、寝具類に関する消毒方法のガスによる消毒方法に「オゾンガス消毒」の方法を選択肢の一つとして追加していただきたく、要望いたします。

敬具

全協文書第 B06229500095 号

平成 18 年 7 月 28 日

厚生労働省医政局経済課
医療関連サービス室
室長 藤田 浩二 殿

社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会長 狩野



医療法施行規則に関する要望

平素より、当協会の事業運営に関し、ひとかたならぬご指導、ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、良質な医療を適切に提供するための医療供給体制改革の一歩として、平成4年に改正されました医療法では、病院等において医療に著しい影響を及ぼす業務を外部に委託する際は、業務を適正に行う能力のある者として、厚生省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないと定められ、平成5年の医療法施行規則の改正により具体的な委託基準が定められました。

弊会は、同改正法により委託基準が定められた業務の一つである、院内清掃業務を受託する事業者団体として、それぞれの事業者が委託基準に適合するよう、事業者や従事者の資質の向上を目的とし、貴課及び学識者のご指導、ご協力をいただき、病院清掃受託責任者講習をはじめとするさまざまな事業を実施して参りました。

ところで、医療法施行規則で委託基準が定められてから既に10余年が経過し、現在の委託基準では、今日の清掃業務の実態にそぐわない状況も生じております。

つきましては、下記事項についてご検討頂き、是非とも実現していただきたい要望申し上げます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療法施行規則第9条の15第3号ロを削除していただきたい

理由： 病院清掃における消毒方法に関しては、厚生労働省医政局指導課長通知「医療施設における院内感染の防止について」(医政指発第0201004号 平成17年2月1日)において次のように示されております。

「近年の知見によると、消毒薬の噴霧、散布、薰(くん)蒸や紫外線照射など

は効果が不確実であるだけでなく、作業者への危険性もあることから、これらの方法については、単に病室等を無菌状態とすることを目的として漫然と実施しないこと。」

また、同通知に添付されている「国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究(主任研究者：小林 寛伊・NTT 東日本関東病院名誉院長)」の分担研究報告書「医療施設における院内感染(病院感染)の防止について(分担研究者：大久保 憲・NTT 西日本東海病院外科部長)」においては、環境に対する消毒薬の使用方法について、次のように示されております。

「環境に対する消毒薬の使用方法として、噴霧、散布、薰蒸および照射などは消毒効果が不確実であるばかりか、作業者への有害性及び周辺環境への残留毒性などの観点から行うべきではない。」

加えて、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成 16 年 1 月 30 日健感発第 0130001 号)」では、汚染した患者環境、大型機器表面などの消毒について「適切な消毒薬を用いて清拭消毒する。」と記されております。

このようなことから、病院清掃における消毒方法としては、現在、清拭法が最も広く採用されており、噴霧器による噴霧法はほとんど行われておりません。

また、清拭法による消毒で主に使用する用具は、タオル、モップ、消毒薬希釈用の計量カップ等のように、消毒用の特殊器材ではなく、一般に清掃でも使用される用具を清掃用のものと区別し、消毒専用として使用しております。

しかるに、医療法施行規則第 9 条の 15 第 3 号ロでは、受託者が有する資機材の一つとして、現在、消毒作業で使用されていない「消毒を行うための噴霧器」が定められており、事業者にとって経済的な負担であるばかりでなく、消毒方法は噴霧法によらなければならないとの誤解を生ずることが懸念されます。

なお、「消毒を行うための噴霧器」が同施行規則から削除されても、清拭法により用いられる消毒用具は、清掃用のものと明確に区別し、適切な使用、管理を行うよう指導いただくことにより問題は生じないものと思料する次第です。

以上